

被災された皆さまへ—生活支援情報

福島県からのお知らせ

平成24年12月25日(火) (第41報)

福島県から被災された皆さまへ、
生活支援に関する情報を偶数月にお届けします。

この冊子は、福島県民および県外に避難されている方が、明日への一步
を踏み出すことを目指して発行しています。ぜひご一読、ご活用ください。



ページ
県の動き 1

学生の
ボランティア 3
活動

特 集 4

お知らせ 6

原子力
損害賠償 8

生活支援 11

雇用・経営 12

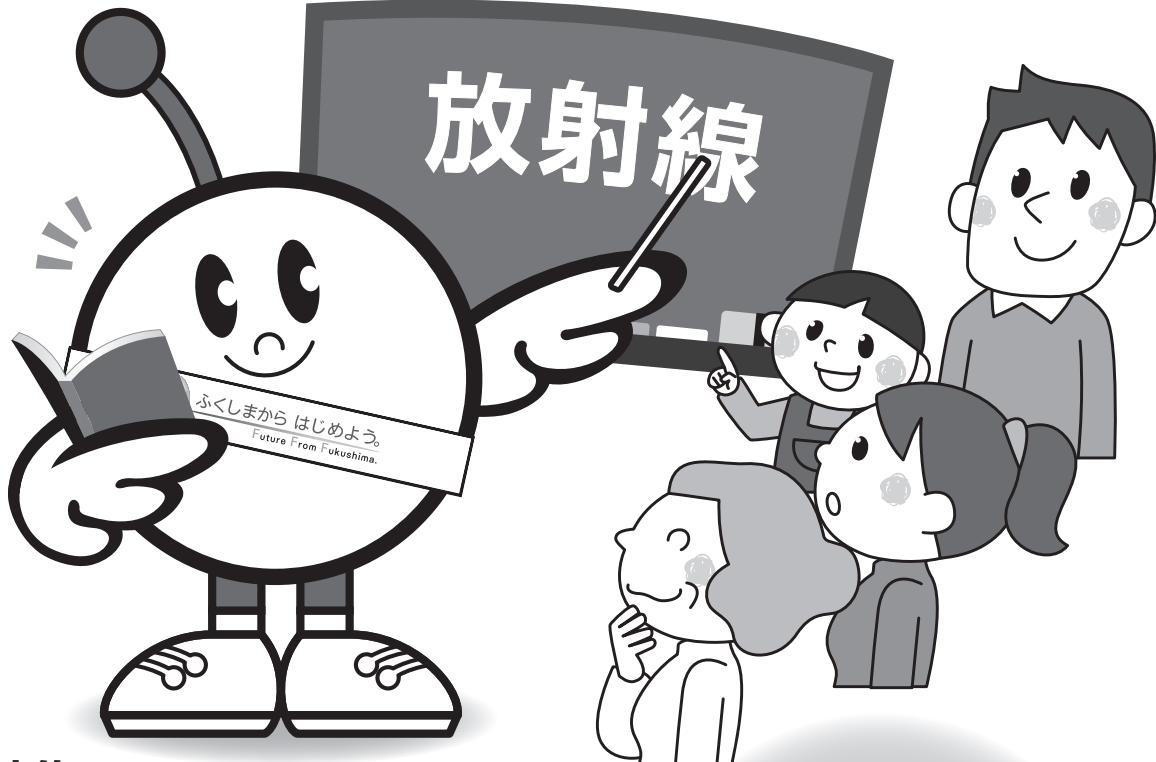
住 宅 14

医療・介護・
健康 15

環境放射能
測定結果 17

各種相談
窓口 18

市町村
問合せ先
一覧 20



特集

一から知りたい 放射線のこと

アンケートの声

「取り上げて欲しい特集No.1」 … 4



収穫最盛期を迎えたリンゴ園、 農産物販売所を視察

- リンゴ園で本年の高品質を実感
- きめ細かい放射性物質検査と農産物販売状況
- 県産農産物の安全・安心を全国の消費者に発信

※詳しくは次ページをご覧ください



収穫最盛期を迎えたリンゴ園、農産物販売所を視察

11月12日 福島市にて

去る11月12日、知事が福島市内のリンゴ園や放射性物質検査施設、農産物直売所を視察し、収穫最盛期を迎えた本県産リンゴの主力品種「ふじ」の安全性とおいしさをアピールしました。

■リンゴ園で本年の高品質を実感

福島市大笹生地区のリンゴ園では、JA新ふくしまの吾妻雄二組合長やリンゴ専門部会長の油井茂さんから、風評による販売面の難しさが語られる一方、昨年の冬はリンゴ樹の除染作業に積極的に取り組んだ話を聞かれました。

また、油井さんは、本年のリンゴの出来栄えについて、「秋の気温が高く果実の色づきはやや遅れたが、今は気温も下がり色づきの良いおいしいリンゴができるので、全国の皆さんにたくさん食べていただきたい。」とのことでした。

知事は、その場で果実を試食し、濃厚な食味を実感するとともに、「県産リンゴの安全性やおいしさを市場や消費者にアピールしていく」と話しました。



収穫最盛期を迎えた「ふじ」の収穫を体験する佐藤知事

■きめ細かい放射性物質検査と農産物販売状況

続いて、福島市庭塚にあるJA新ふくしまのモニタリングセンターでは、知事は農産物の放射性物質検査の様子を視察しました。施設内では、JAの吾妻組合

長と斎藤隆蔵農部長から、45台の検査機を駆使して、出荷される農産物の全品目、全生産者について検査していることなどが紹介されました。



JA新ふくしまモニタリングセンターにて出荷前検査を視察

また、隣接する同JAの農産物直売所「ここら」吾妻店では、地元農産物の品揃えや賑わいの様子を視察するとともに、消費者と触れ合う場面もあるなど、県産農産物のPRも行いました。

■県産農産物の安全・安心を全国の消費者に発信

このたびの視察を通して、知事は、生産面では樹皮削りや樹の洗浄など安全に向けた取り組みがなされていること、販売面ではしっかりした検査体制で安全が確認されていること、さらにはリンゴを試食してそのおいしさを実感したことなどから、あらためて、果物や他の農産物の安全性とおいしさについて「全国に発信ていきたい。」と話しました。





私たちだからできること

QD ふくしま×LittleIwaki 代表 金田奈都子（東京海洋大学 4 年）

県の動き

学生の
ボランティア
活動

特集

お知らせ

原子力
損害賠償

生活支援

雇用・経営

住宅

健康
・介護

測定結果
環境放射能

窓口
各種相談

市町村
問合せ先一覧

今、故郷に必要な支援を考えて

「いわきの一次産業と一緒に応援しよう!」その思いで今年度の活動を協力してやっていこうと、東京海洋大学漁業支援団体 QD ふくしまと学生任意団体 LittleIwaki が手を組み、「QD ふくしま×LittleIwaki」を結成しました。

QD ふくしまは、情報発信を通して福島県の漁業の震災復興を応援しようという目的でいわき市にゆかりのあるメンバーが結成した団体です。一方 LittleIwaki は、東日本大震災で多大な被害を受けたいわき市出身の学生が「自分の地元のために何かしたい。」という思いで結成した団体です。お互い一次産業の復興支援に力を入れてきたことがきっかけで、本年度は協力して水産業の応援をしようと活動を共にしてきました。



いわき市の水産業関係者による展示解説

学園祭で情報発信

先日 11 月 2 ~ 4 日に行われた東京海洋大学の学園祭「海鷹祭」では、いわきの漁師料理であるさんまのぽーぽー焼きの販売と、いわきの漁業の現状を伝えるための展示を行いました。販売にあたり、現

地の漁師の奥様方にはぽーぽー焼きのレシピを教えていただいたり、漁業についての聞き取り・勉強会を行ったりと、まずは自分たちが知ることから始めました。いわき出身でも知らないことは多くありました。特に、漁業関係者の復興へ向けての取り組みは東京に住んでいてはなかなか知ることができません。そのような情報をしっかりと伝えるため、展示や販売の仕方も試行錯誤し、しっかりと現状を伝えることに努めました。



さんまのぽーぽー焼き 3 日間で約 700 個完売!

当日はいわき市から漁業者の皆さんのがゲストとして来てくださいり、展示の解説や体験談をしてくださいました。展示やお話を見聞きした消費者の方々は、「漁業者の取り組みを知らなかった。」「早く復興してほしい。」「福島出身なんです。応援します!」という言葉をかけてくださいました。

自慢の故郷を伝えるために

あの日以来、自慢できることが減ってしまった私たちの故郷ですが、そこに暮らす人々の温かさや努力があるから胸を張って「福島県出身です!」といえます。情報発信力がある私たち学生が、そのような故郷の素晴らしさを伝えていけるよう、今後も福島に思いを寄せていくたいと思います。



一から知りたい 放射線のこと

アンケートの声「取り上げて欲しい特集 No.1」

放射線に関する問合せのハガキが届いています。今回は皆さんの質問、疑問にお答えしていきます。



▲除染作業が完了し、子どもたちが遊ぶ本宮市のみずいろ公園

放射線と放射能について

教えて!

●放射能の豆知識みたいなものを、一般の人々にも理解できるように教えてほしい。

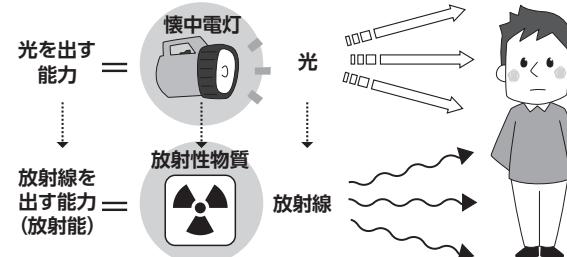
(富岡町から県外へ避難 57歳・女性)

■懐中電灯に例えると…

「放射線」は電球から出た光

「放射性物質」は光を出す能力を持つ懐中電灯

「放射能」は懐中電灯が光を出す能力



教えて!

●ベクレルやシーベルトなどの用語を、意味のわかるように解説してもらえませんか？

(南相馬市・62歳・男性)

放射線・放射能の単位は強さや影響など表すものによって使用する単位が異なります。

放射能

ベクレル (Bq)

放射線物質が放射線を出す能力を表す単位
放射線の強さを表す単位

線量

シーベルト (Sv)
(1シーベルト=1,000ミリシーベルト)

放射線が人体に与える影響を表す単位

人体への
影響の度合いを表す場合、
「シーベルト」を用います。



除染や健康影響について

知りたい

●周囲の方々が放射線の健康影響についてどのように感じているのか知りたい。

(白河市・40代・女性)

専門家に直接聞きたい！みんなの考えを参考にしたい。

除染の推進に向けた 地域対話フォーラム



県民の皆さんのが日々抱いている放射線による健康影響や除染に関する不安や疑問にお応えするフォーラムを開催しています。

第一部では放射線モニタリングと健康影響などに関する講演を行い、第二部の対話集会では参加者からのさまざまな質問に、日本原子力学会・県や市の担当者が、事例などを交えながらお答えしています。

参加者の声

○避難していて自分なりに情報収集をしていたが、県・市の話を聞こうと思い参加した。今後の方向性を決める上で、いろいろな意見を聞いて良かった。

○報道でしか住民の皆さんのが聞けないので、直接聞く機会が欲しいと思い参加した。みんなの問題だから、みんなで解決していくことをあらためて思つたし、周りの人にも伝えたい。

次回案内（予定）

日時：平成 25 年 2 月 17 日（日）

午後 1 時～午後 4 時 30 分

場所：いわき産業創造館（いわき市 Latov 6 階）

問合せ先／県庁除染対策課 ☎ 024 (521)8317

福島県 除染対策課

検索

教えて!

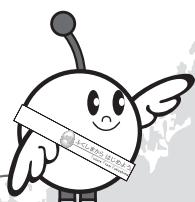
●県内の除染の状況はどうなっていますか? (県外 30歳・男性)

放射線や除染についての現在の情報は

除染情報プラザで公開しています。

知る、考える、進めるために。

県と国では、除染の進捗状況や基礎知識、専門的なサポート情報まで、幅広い最新情報を伝えするため、除染情報プラザを開設しています。



移動展示も行っています。

知識や豊富な経験を持った専門家を市町村や事業者へ派遣したり、パネルや模型などの移動展示やセミナーなどを開催しています。

来館者からのよくある質問

Q1 除染はどのように行うのですか?

A 除染は「取りのぞく」「さえぎる」「離す」の3つの考え方で行います。

放射性物質が付着している土や草木などを「取りのぞく」。取りのぞいた土や草木などを袋に入れ、土やコンクリートで囲い放射線の影響を「さえぎる」。仮置場など、放射性物質を管理する所を住居から「離す」。3つの考え方を組み合わせて、安全に除染を行います。放射性物質の付着状況は対象物により異なるため、それぞれに応じた効果的な除染方法を採用します。

ザーが分かりやすく説明
► ジオラマ(住宅除染の模型)を使い、除染の方法や効果などについてアドバイ



ママの声

●普段の生活で気を付けた方が良いことのアドバイスがほしい (いわき市 44歳・女性)

●子どもを安心して外で遊ばせたい (いわき市 27歳・女性)

除染情報プラザの講座に ご参加ください

除染情報プラザでは、放射線と体のことを医師が教えてくれたり、個別の相談に答えてくれる講座を開いています。ぜひ気軽にご参加ください。

*次回の開催については除染情報プラザへお問い合わせください。



福島トリトンシニアチームの保護者の皆さん

- ・母親は食材の安全には敏感。子どもたちの健康のために詳しい話を聞きたい。
- ・お医者さんの話が聞けてよかった。主婦向けの説明会をぜひ設けてもらいたい。

参加者の声

どの情報を信じていいのかわからないので、専門家にじかに話を聞けるのはありがたい。自分で判断して暮らしたいので参加した。



Q2 除染の進捗状況が知りたい

A 各市町村の除染の進捗状況一覧を掲示し、さらに、大型モニターでは各地で実施中の除染風景などの写真を紹介します。



Q3 仮置場は安全なのですか?

A 徹底した安全対策をします。

仮置場で実際に使っている土を入れる袋やシートや集水管、詳しい構造を説明した模型などを展示しています。素材や大きさなどを実際に確認しながら、アドバイザーが説明します。

放射線や除染に関するご質問は、プラザへご来館、またはホームページをご覧ください。

●問い合わせ先 除染情報プラザ

福島市栄町 1-31 ☎ 024 (523)5391

除染情報プラザ

検索



▲ 12月2日(日)、第8回除染情報プラザ県民講座

参加者の声

県の動き

学生の活動
ボランティア

特集

お知らせ

原子力損害賠償

生活支援

雇用・経営

住宅

健康・介護

測定結果
環境放射能

各種相談

市町村問合せ先一覧



お知らせ

① 「災害対応強化と消防団活動の活性化に向けた取り組み」について（新規）

県北地方振興局では、3.11 の東日本大震災において、地域住民の安否確認や避難者支援等、災害時の初期対応に活躍した消防団の活動を伝え、今までの報道では知らされていない幅広い活動と素顔を知っていただくためのラジオ番組を放送しています。

また、災害による被害を最小限に止めるための取り組みである「減災」の考え方を啓発していくため、今回の災害支援で役立った情報、今後の災害に求められる対応、地元を守る消防団への応援メッセージなどのご意見を募集しています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

◆ラジオ放送局：ふくしまFM

◆番組の放送時間（平成24年12月9日（日）から放送開始）

毎週 日曜日 午後6:30～午後7:00（30分番組）

毎週 月・火・水・木曜日 午後9:55～午後10:00（5分番組）

問い合わせ先 ●県北地方振興局 県民環境部 県民生活課 ☎ 024(522)1677

●消防団に関するホームページ [福島県北消防団](#)

●減災に関するホームページ [福島県北 減災](#)

② 屋内遊び場確保事業について（更新）

子育て世代のストレス軽減と、子どもの体力向上を図るために、屋内施設に遊具を設置して遊び場の整備を行う市町村、民間団体を支援する事業を実施しています。

* * * 現在開設されている遊び場 * * *

エリア	施設名	問い合わせ電話番号	エリア	施設名	問い合わせ電話番号
県北	あづま総合体育館 軽運動室	024(593)1111	須賀川市	愛宕町 幼児の屋内遊び場	090(2602)7663
	インドアパーク みなくる	024(521)2342		すかがわ キッズパーク	0248(88)8114
	キッズルーム	024(546)0263		プリムラ保育園 子育て支援センター	0248(76)4218
	さゆり子育て支援センター 「みんなで遊ぼう」	024(534)5515		天栄村 なかよし広場	0248(82)2115
	とうほう わんぱくランド	024(523)3131		玉川村 わくわくらんど たまかわ	0247(57)4623
	二本松市 とうわこども園 子育て支援センター	0243(66)2522		三春町 第二保育所 子育て支援センター	0247(62)8119
	伊達市 ちびっこ広場	024(577)3128	県南	白河市 わいわい広場	0248(22)1111 (内線 2731、2732)
	本宮市 スマイルキッズパーク	0243(63)2780		西郷村 こども子育ち 応援センター	0248(25)0257
	桑折町 桑折町 子育て支援センター	024(582)2403	会津	遊び場コーナー	0242(22)0600
	大玉村 森のキッズプレイス	0243(48)2040		若松市 子育て支援センター 「なのはな」	0242(28)0772
県中	キッズスタジオ コスタ	024(533)4111		猪苗代町 カメリーナ幼児室 キッズコーナー	0242(72)1534
	にこにこキッズバウンズ	024(959)2929		相馬市 相馬市 中央児童センター	0244(35)2008
	のびのび ちびっこ広場 in 夏出	024(924)2421		南相馬市 ふくしまインドアパーク	070(5019)2602
	はなさと保育園ホール	024(943)0574		南相馬元気モール 「キッズ遊スポット」	0244(22)2564
	プチママン キッズひろば	024(923)9001	いわき	とことん広場	0246(35)5411
	ペップキッズ こおりやま	024(941)2711		道の駅よつくら港 キッズランド	0246(32)8075
	まなそびプレックス	024(961)2650		わんぱくひろば みゅうみゅう	0246(92)3701
	やっこいキッズ	024(947)3457			

県の動き

活動
ボランティア
学生の
ボランティア

特集

お知らせ

損害
原子
力
賠償

生活支援

雇用・経営

住宅

健康・介護

測定結果
環境放射能

窓口各種相談

問合せ先一覧
市町村

③ 避難先の情報提供について

被災した市町村から、別の市町村（県外を含む）に避難した場合は、避難先市町村および避難元市町村へ避難先の変更などをご連絡ください。

また、その後さらに避難先を移動された場合や、避難を終了された場合についても、避難先市町村および避難元市町村への連絡をお願いします。

問い合わせ先 ●避難先および避難元の各市町村

④ 福島県立高等学校入学者選抜について（更新）

■出願に関する弾力的な取り扱いについて

県教育委員会は、東日本大震災により避難を余儀なくされている受験生の皆さんの出願機会を確保するため、平成25年度県立高等学校入学者選抜においても今年度と同様に、①避難前②避難先③転居予定の居住地、のいずれかの通学区域の高校を選択して出願できる弾力的な取り扱いを行います。

詳しくは、「県内外に避難している受験生の皆さんへ」をご覧ください。

<http://www.koukou.fks.ed.jp/shidou/nyusi/25nyusi/25hinanseito.pdf>

■県立高等学校入学者選抜に係る情報提供について

平成25年度県立高等学校入学者選抜に係る情報については、県教育庁高校教育課ホームページに随時掲載します。

http://www.koukou.fks.ed.jp/shidou/nyusi/25nyusi/index_joho.htm

問い合わせ先 ●県教育庁 高校教育課 ☎ 024(521)7772

⑤ 「ふくしまっ子体験活動応援補助事業」について

子どもたちが心身ともにリラックスできる環境の中で自然体験活動・交流活動などを実施する団体に補助します。

- ◆実施期間 冬期間 平成24年12月1日（土）～平成25年1月31日（木）
- ◆補助対象 幼児、児童生徒（5名以上）を中心とした団体
- ◆補助条件 体験活動実施場所および宿泊場所は福島県内
- ◆補助内容 宿泊費として、一人当たり1泊5千円（7泊まで）
交通費・体験活動費として、1人当たり1回2千円
- ◆申込方法 登録旅行業者（HPに一覧掲載）に実施20日前までに依頼

問い合わせ先 ●県庁 社会教育課 ☎ 024(522)3090

●ホームページ [福島県社会教育課](#) 

⑥ 「ふるさと絆情報ステーション」について

民間借上げ住宅などに入居されている皆さんが、市町村の情報を得たり、情報交換や交流の場となる「ふるさと絆情報ステーション」を県内のスーパーに開設しています。お買い物などの際に、ぜひお立ち寄りください。

福島市
ヨークベニマル 野田店
コープマートやのめ
ダイユーエイト 福島黒岩店

いわき市
ヨークベニマル 大原店
ヨークベニマル 谷川瀬店
イオンいわき店

白河市
ヨークベニマル メガステージ白河店

南相馬市
ヨークベニマル 原町西店

会津若松市
リオンドール 神明通り店 COOP BESTA にいでら

郡山市
ヨークベニマル 安積町店 ヨークベニマル 富久山店 イオン郡山フェスタ店

問い合わせ先 ●県庁 文化振興課 ☎ 024(521)7179
●特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク（運営）☎ 024(953)6092

原子力損害賠償について

① 原子力損害賠償に係る請求について

◆ 原子力損害賠償の請求手続きをサポートするため、東京電力は、説明会の開催、相談窓口を開設しています。請求手続きの相談などについては、下記コールセンターへお問い合わせください。

なお、旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域、南相馬市の一帯の地域、特定避難勧奨地点における住宅等の補修・清掃費用を賠償請求される場合は、下記のコールセンターへ連絡する必要があります。

東京電力福島原子力補償相談室（コールセンター） ☎ 0120(926)404 (午前9時～午後9時：毎日)

◆ 東京電力は、平成23年3月11日時点で、①県北、県中、相双およびいわき地域の23市町村に生活の本拠としての住居があった人、②平成23年3月11日時点で県南地域の9市町村に生活の本拠としての住居があった18歳以下の人、③妊婦、を対象として、「自主的避難等に係る損害」の賠償請求の受付を進めています。請求書類の入手方法や手続きなどは、下記へお問い合わせください。

自主的避難等ご相談専用ダイヤル ☎ 0120(993)724 (午前9時～午後9時：毎日)

② 原子力損害賠償に係る各種相談窓口等について（更新）

円滑な原子力損害賠償を支援するため、国・県・弁護士会・行政書士会がそれぞれ相談窓口を開設しています。

① 県

◆原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口 ☎ 024(523)1501

- ・相談時間：平日 午前8時30分～午後8時
- ・弁護士による電話での法律相談：毎週水・金曜日 午後1時～午後5時 ※同じ電話番号で受付

◆巡回法律相談

- ・弁護士による巡回法律相談を県内7方部で実施しています。
- ・相談時間：30分（面談形式・相談料無料・事前予約制）※先着受付順
- ・実施時間：各会場とも午後1時30分～午後3時50分
- ・受付電話番号：上記「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」で受付
- ・日程や会場など詳細については、上記窓口にお気軽に問い合わせください。

② 国

◆文部科学省

- ・原子力損害賠償制度や原子力損害賠償紛争審査会に関すること
☎ 03(5537)0245 (平日 午前9時30分～午後6時15分)

◆経済産業省

原子力損害対応室 ☎ 03(3501)1511

◆原子力損害賠償紛争解決センター

原子力事業者に対する損害賠償請求について、和解の仲介により円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

[東京事務所] ☎ 105-0003 東京都港区西新橋1-5-13 第8東洋海事ビル9階

※相談の受付場所、郵送物送付先が上記に変更となりました。

[福島事務所] ☎ 963-8811 郡山市方八町1-2-10 郡中東口ビル2階

なお、福島県内に新たに福島事務所の支所を4カ所開設しました。

[県北支所] ☎ 960-8021 福島市霞町1-52 福島市市民会館503号室

[相双支所] ☎ 970-8026 南相馬市原町区錦町1-30 福島県南相馬合同庁舎403会議室

[いわき市支所] ☎ 975-0031 いわき市平字堂根1-4 いわき市文化センター第2会議室

[会津支所] ☎ 965-0001 会津若松市一箕町松長1-17-62（プレハブによる仮設庁舎）

・各支所とも、平日（月曜～金曜日）午前9時～午後5時まで

・福島事務所では、窓口で申立書作成に関する説明を行っています。

☎ 0120(377)155 (平日 午前10時～午後5時)

③ 原子力損害賠償支援機構

◆電話相談

- 行政書士などによる無料相談
☎ 0120(013)814 (午前 10 時～午後 5 時：毎日)

◆対面相談

- 弁護士などによる無料相談 (事前予約制、1 回 1 時間以内)

▽機構本部	場所：東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 5 階 日時：毎週月・水曜日 午前 10 時～正午 ☎ 0120(013)814
▽福島事務所	郡山、福島、会津若松、いわきの県内 4 会場において開催中 (1 組 1 時間程度、事前予約制) <ul style="list-style-type: none"> ●郡山会場 (毎週 水・金・土曜日 [12 月 29 日(土)～1 月 9 日(水)を除く]) 午前 10 時～午後 6 時：機構福島事務所 ●福島会場 (毎週 水・土曜日 [12 月 29 日(土)～1 月 9 日(水)を除く]) 午前 10 時～午後 6 時：コラッセふくしま ●会津若松会場 (12 月 27 日(木)、1 月 12 日(土)、17 日(木)、26 日(土)、31 日(木)) 午前 11 時～午後 6 時：会津労働福祉社会館 2 階 ●いわき会場 (毎週 金・日曜日 [12 月 30 日(日)～1 月 6 日(日)、1 月 20 日(日)を除く]) 午前 11 時～午後 6 時：いわき市文化センター 2 階 ※詳細は下記の予約受付電話でご確認ください。 ☎ 0120(330)540 (午前 9 時～午後 5 時：毎日)

◆県外での巡回個別相談会

- 弁護士、行政書士による無料の個別相談 (1 組 1 時間程度、事前予約制)

	会場	日時
山形県	米沢市置賜総合文化センター 301 会議室	1 月 25 日(金) 午前 10 時～午後 4 時
	山形市総合スポーツセンター 第 2 会議室	1 月以降の日時は調整中 (下記の電話番号へ個別にお問い合わせください。)
	天童市総合福祉センター	
新潟県	新潟市東区プラザ 2 階	1 月 19 日(土) 午前 10 時～午後 4 時
	新潟市新津地域交流センター 会議室 2	1 月 18 日(金) 午前 10 時～午後 4 時

※各会場の予約や 1 月以降の予定については、☎ 0120(330)540 (午前 9 時～午後 5 時：毎日) にご確認ください。

- 各弁護士会が行う無料個別相談会 (1 組 1 時間程度、事前予約制)

	問い合わせ先	
宮城県	仙台弁護士会	平日 (祝日など除く) 午前 10 時～午後 3 時 ☎ 022(223)2383
茨城県	茨城県弁護士会 (水戸)	平日 (祝日など除く) 午後 1 時～午後 4 時 ☎ 029(227)1133
	茨城県弁護士会 (土浦)	毎週月曜 (祝日など除く) 午前 9 時～午後 5 時 ☎ 029(875)3349
	茨城県弁護士会 (日立)	毎週木曜 (祝日など除く) 午後 1 時～午後 4 時 ☎ 029(227)1133
群馬県	群馬弁護士会	平日 (祝日など除く) 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時 ☎ 027(234)9321
山梨県	山梨県弁護士会	平日 (祝日など除く) 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時 ☎ 055(235)7202
静岡県	静岡県弁護士会 (静岡)	平日 (祝日など除く) 午後 1 時～午後 4 時 ☎ 054(252)0008
	静岡県弁護士会 (浜松)	平日 (祝日など除く) 午後 1 時～午後 4 時 ☎ 053(455)3009
	静岡県弁護士会 (沼津)	平日 (祝日など除く) 午後 1 時～午後 4 時 ☎ 055(931)1848

※順次対象地域を拡大中です。詳細は、☎ 0120(330)540 (午前 9 時～午後 5 時：毎日) にご確認ください。

(4) 弁護士会**◇弁護士に電話で相談したい場合**

- ◆福島県弁護士会 震災・原発無料電話相談（平日 午後2時～午後4時）
 - ☎ 024(534)1211 (福島市)
 - ☎ 024(925)6511 (郡山市)
 - ☎ 0242(27)2522 (会津若松市)
 - ☎ 0246(25)0455 (いわき市)
- ◆東日本大震災電話相談（日本弁護士連合会他主催）
 - ☎ 0120(366)556 (平日 午前10時～午後3時)

◇弁護士に本格的に相談したい場合**◆福島県弁護士会 原子力発電所事故被害者救済支援センター**

- ・内容：担当弁護士の紹介 ※対応の流れ：センターへ電話→弁護士の紹介→弁護士へ連絡→弁護士事務所で相談
 - ・原子力損害賠償に関する相談（3回まで無料）
 - ・東京電力に対する損害賠償請求の代理（有料）
 - ・紛争解決センターへの和解仲介の申立ての代理（有料）など
- ※詳細は、下記までお問い合わせください。
- ☎ 024(533)7770 (平日 午前10時～午後3時)

(5) 日本司法支援センター（法テラス）

- ・弁護士・司法書士による無料の法律相談
- ・東京電力への「請求書」の作成や交渉の依頼（有料）
- ・「原子力損害賠償紛争解決センター」への申立て依頼（有料）
- ・相談受付電話番号：☎ 0120(078)309 (平日 午前9時～午後9時、土曜日 午前9時～午後5時)

(6) 司法書士会**◇司法書士による無料電話相談（福島県司法書士会）****◆ふくしま司法書士電話相談 ☎ 024(533)5539**

- ・相談受付時間：平日 午前10時～午後0時30分、午後1時30分～午後4時
- ※受付後に、相談担当司法書士とご相談になれます。

◇司法書士による無料相談（要予約）**◆相双司法書士総合相談センター ☎ 0244(24)0428**

- ・相談会場：南相馬復興支援事務所（南相馬市鹿島区鹿島字北畠26番4）
- ・相談日時：毎週 水曜日 午後2時～午後5時
土曜日 午前10時～午後1時
- ・予約受付時間：平日 午前10時30分～午後0時30分、午後1時30分～午後4時

(7) 行政書士会**◆日本行政書士会連合会 被災者相談センター**

- ・窓口相談：〒963-8002 郡山市駅前2-10-13 サンコービル1階
☎ 0800(800)3200 ※窓口相談に関する問い合わせも同じ番号で受付
- ・相談時間：午前10時～午後5時（受付は午後4時まで。土日祝開設。月曜休業）
- ・相談内容：原子力損害賠償請求作成支援、被災自動車の抹消登録手続きなど

問い合わせ先 ●県庁 原子力賠償支援課 ☎ 024(523)1501

●ホームページ [福島県 原子力賠償支援課](#) 



生活支援について

① 東日本大震災被災児童支援基金給付金のご案内

東日本大震災により保護者が死亡または行方不明となった児童（孤児・遺児）の、生活と修学を支援します。

対象者 (①から④の 全てに該当す る方)	①平成23年3月11日現在で18歳未満だった人 ②平成23年3月11日現在、生計を一にし、現に養育をしていた保護者が震災により死亡し、または行方不明となっている人 ③前記②の保護者が、震災発生時に福島県内に住所を有していた人 ④他の都道府県から、本給付金と同様の資金の給付を受けていない人																																			
給付の内容 (概要)	<p>①給付金の種類・給付額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">対象時期</th> <th colspan="2">給付額</th> </tr> <tr> <th>孤児</th> <th>遺児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">月額金</td> <td>未就学児童</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>小・中学校に在籍する児童・生徒</td> <td>40,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>高等学校等に在籍する生徒</td> <td>50,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>大学・専門学校等に在籍する学生</td> <td>60,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一時金</td> <td>小学校入学時</td> <td>30,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小学校卒業時</td> <td>50,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校卒業時</td> <td>100,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高等学校卒業時</td> <td>300,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 23年度分については、さかのばって給付されますので、速やかに申請をお願いします。</p>				種類	対象時期	給付額		孤児	遺児	月額金	未就学児童	30,000円	20,000円	小・中学校に在籍する児童・生徒	40,000円	30,000円	高等学校等に在籍する生徒	50,000円	40,000円	大学・専門学校等に在籍する学生	60,000円	50,000円	一時金	小学校入学時	30,000円		小学校卒業時	50,000円		中学校卒業時	100,000円		高等学校卒業時	300,000円	
種類	対象時期	給付額																																		
		孤児	遺児																																	
月額金	未就学児童	30,000円	20,000円																																	
	小・中学校に在籍する児童・生徒	40,000円	30,000円																																	
	高等学校等に在籍する生徒	50,000円	40,000円																																	
	大学・専門学校等に在籍する学生	60,000円	50,000円																																	
一時金	小学校入学時	30,000円																																		
	小学校卒業時	50,000円																																		
	中学校卒業時	100,000円																																		
	高等学校卒業時	300,000円																																		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所及び市町村で把握している人については、給付要綱をお送りしていますので、下記問い合わせ先まで、申請書・添付書類を提出願います。 給付要綱が必要な場合は、下記にご連絡ください。 																																			

問い合わせ先 ●県庁 児童家庭課 ☎ 024(521)7174 (〒960-8670 福島市杉妻町2-16)

② 原発避難者特例法による行政サービスについて

下記の該当市町村から住民票を移さずに避難している人は、原発避難者特例法に基づき、避難先の自治体で医療福祉事務（要介護認定など）、教育事務（児童生徒就学など）に関する行政サービスを受けられます。詳細は下記市町村にご確認ください。

また、下記の該当市町村から住民票を移した人で、避難元自治体からの情報提供などを希望される場合は、各市町村へ手続きをお願いします。

【該当市町村】いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

【問い合わせ先】

- | | | |
|----------------------|---------------------|---------------------|
| ◆いわき市 ☎ 0246(22)1111 | ◆楢葉町 ☎ 0246(46)2551 | ◆双葉町 ☎ 0480(73)6880 |
| ◆田村市 ☎ 0247(81)2111 | ◆富岡町 ☎ 0120(336)466 | ◆浪江町 ☎ 0243(62)0123 |
| ◆南相馬市 ☎ 0244(24)5232 | ◆川内村 ☎ 0240(38)2111 | ◆葛尾村 ☎ 0247(61)2860 |
| ◆川俣町 ☎ 024(566)2111 | ◆大熊町 ☎ 0242(26)3844 | ◆飯舘村 ☎ 024(562)4200 |
| ◆広野町 ☎ 0240(27)2111 | | |

【お願い】

避難場所を移動された人、または一度も連絡されていない人は、避難元市町村に避難先住所をお知らせください。

●県庁 市町村行政課 ☎ 024(521)7057

県の動き

活動
ボランティア

特集

お知らせ
原子力
損害賠償

生活支援

雇用・経営

住宅

健
康
・
介
護

測
定
結果
環
境
放
射
能

窓口
各種
相談

市町
問合せ先
一覧



雇用・経営について

① 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の募集について（更新）

東日本大震災や原子力災害により被害を受けた県内中小企業者などの皆さんが、グループとして一体となって復旧・復興事業を行う場合に、復興事業計画を作成し、県が審査し認定となると、当該事業に不可欠な施設・設備の復旧・整備をするために必要となる経費の一部の補助が受けられます。

●応募要件

- ①複数の中小企業者から構成される集団であること。
- ②地域において、「サプライチェーン型」「経済・雇用効果大型」「基幹産業型」「商店街型」の機能を有していること。
- ③大企業（みなし大企業を含む）については、今回の募集より原則として補助金を交付しない。

●提出期限 平成 25 年 1 月 11 日（金）午後 5 時必着

問い合わせ先 ●県庁 産業創出課 ☎ 024(521)7283

●ホームページ 福島県 グループ補助金 検索 

② 就職支援施設について

県設置の就職支援施設について、平成 24 年 4 月から下記の体制で、窓口や仮設住宅等への巡回による就職相談、職業紹介、生活相談を行い、求職者の方の就職を支援しています。

なお、これまで「ふくしま求職者総合支援センター 郡山窓口・福島窓口」や「ふるさとふくしま巡回就職相談ステーション 福島・郡山」を利用していた人は、最寄りの施設をご利用ください。

施設名	開館日時	場所	電話番号	備考
ふるさと福島就職情報センター（窓口相談）				
ジョブカフェふくしま	午前 10 時 ～午後 7 時	福島市三河南町 1-20 コラッセふくしま 2 階	024(525)0047	
F ターンセンター東京	午前 10 時 ～午後 6 時	東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 6 階	03(3214)9009	移転
ふくしま就職応援センター（窓口・巡回相談）				
郡山窓口	午前 10 時 ～午後 7 時	郡山市駅前 1-14-21 郡山花椿ビル 8 階	024(925)0811	
白河窓口		白河市郭内 1 NTT 白河ビル 1 階	0248(27)0041	
会津若松窓口		会津若松市南千石町 6-5 会津若松商工会議所会館 2 階	0242(27)8258	
南相馬窓口		南相馬市原町区南町 1-1 松本ビル 2 階	0244(23)1239	
いわき窓口		いわき市平字梅本 15 いわき合同庁舎西分庁舎 1 階	0246(25)7131	

※各就職支援施設の閉館日は、「日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日」です。「ふるさと福島就職情報センター F ターンセンター東京」は「日曜日、祝日、8 月 13 日～15 日、12 月 29 日～1 月 3 日」です。

問い合わせ先 ●県庁 雇用労政課 ☎ 024(521)7290

●ホームページ F ターン 検索 

③ 特定地域中小企業特別資金について

原発事故により県内移転を余儀なくされた中小企業などを対象に、事業資金の融資のほか、避難区域が解除となった地域などの事業継続・再開向け融資を実施しています。

※詳しくは、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先 ●(公財)福島県産業振興センター

原発災害対策特別融資チーム ☎ 024(534)0948

④ 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金について

東日本大震災により被害を受けた中小企業者（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の認定を受けた復興事業計画に記載されている被災中小企業者）などが施設・設備の整備を行う場合に、(公財)福島県産業振興センターを通じて長期・無利子の貸付を行っています。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

問い合わせ先 ●(公財)福島県産業振興センター 資金支援課 ☎ 024(525)4075

⑤ 中小企業等の二重債務に関する相談窓口について

「福島県産業復興相談センター」では、中小企業の皆さんの二重債務問題や事業の再開・再生に向けた支援を行っています。金融機関出身者、税理士などの専門家が、皆さんからの相談受付から具体的な支援まで一貫してサポートします。

また、県内の全商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター、全商工会に「産業復興相談センター」が設置されています。

詳しくは、下記のお問い合わせ先、または最寄りの商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター、商工会へお問い合わせください。

問い合わせ先 ●福島県産業復興相談センター ☎ 024(573)2561

場所：福島市置賜町 1-29 佐平ビル 9 階

相談時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日、祝日を除く）

●ホームページ [福島県産業復興相談センター](#) 

●(公財)福島県産業振興センター 総務企画課 ☎ 024(525)4070

●県庁 経営金融課 ☎ 024(521)7291

⑥ 避難先での農業の再開について

東日本大震災で避難されている農業者の皆さんのが、ふるさとに戻るまでの間、県内の避難先などで農業を再開する取り組みを支援します。

助成額は、要件を満たす一農家当たり上限 100 万円(畜産経営を再開する場合上限 150 万円)で、農業生産資材の購入や施設・機械のリース、地代などに使用することができます。

なお、助成は営農再開初年度 1 回のみで、震災までお住まいだった市町村からの助成となります。

問い合わせ先 ●県庁 農業担い手課 ☎ 024(521)7340

●県各農林事務所農業振興普及部（営農相談窓口）

●震災時までお住まいだった市町村

⑦ 耕作放棄地を利用した避難先での農業の再開について

東日本大震災で避難されている皆さんのが、避難先などの耕作放棄地を利用して農業を再開する取り組みのほか、風評被害により耕作放棄地を利用して他作物に転換する取り組みなどを支援します。

(1) 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業、土づくり、再生農地への作物の導入などに係る経費について、農地の荒廃程度により 10 アール当たり最大で 27 万 5 千円まで支援します。

(2) 施設などの整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備や農業用機械・施設、貯蔵施設などの整備に係る経費を 2 分の 1 以内で支援します。

(3) 「実証ほ場」の設置による支援

市町村の地域耕作放棄地対策協議会が「実証ほ場」を設置し、被災された方を雇用したり、作物の栽培実証などの運営業務を委託したりすることで支援します。

問い合わせ先 ●県庁 農村振興課 ☎ 024(521)7415

●県各農林事務所農業振興普及部（営農相談窓口）

●各市町村耕作放棄地対策担当課または農業委員会



住宅について

① 応急仮設住宅の募集などに関するお問い合わせについて

県内で仮設住宅の入居募集をしている市町村は以下のとおりです。

◆南相馬市	☎ 0244(24)5253	◆富岡町	☎ 0120(336)466	◆相馬市	☎ 0244(37)2179
◆浪江町	☎ 0243(62)0123	◆葛尾村	☎ 0247(61)2850	◆双葉町	☎ 024(973)8090
◆白河市	☎ 0248(22)1111	◆川俣町	☎ 024(566)2111	◆飯舘村	☎ 024(562)4243
◆大熊町	☎ 0242(26)3844	◆楢葉町	☎ 0246(46)2551 (いわき)	◆広野町	☎ 0240(27)2111
◆西郷村	☎ 0248(25)1117		☎ 0242(56)2155 (会津)		

※その他の市町村については、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせください。

●ホームページ [福島県 応急仮設住宅](#) 検索

② 福島県借上げ住宅の特例措置について

県では、避難している県民の住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」について、自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置を行っています。

現在、原則として原子力災害による避難指定地域から避難している世帯および県内における民間住宅借上げの対象者であって県外から県内へ住替えする世帯のみの入居受付をしています。

※民間住宅の借上げ

住宅が全壊し又は流失し、居住する住宅がない、または原発事故による避難指示などが出ている地域から避難していて、自らの資力では住宅を得ることができない人への住宅対策

問い合わせ先 [●市町村問い合わせ先一覧参照](#)

③ 県内の民間賃貸住宅に係る家賃等返還（遡及措置）について

東日本大震災の発生以降、避難のために被災者自らが民間賃貸住宅に入居し、負担していた家賃などの返還については、次のとおり受け付けています。

対象世帯	住家全壊等世帯、または、原発避難指示等世帯で、県内の民間賃貸住宅に入居した後、県内の借上げ住宅などに入居した世帯
対象期間	平成 23 年 3 月 11 日以降、県内の借上げ住宅などに入居するまでの間で、県内の民間賃貸住宅に入居していた期間
対象費用	対象期間内に対象世帯が負担した敷金、礼金、仲介手数料、損害保険加入費用、家賃（駐車場代含む）、管理費、共益費
受付方法	郵送のみで受付
郵送先	〒 960-8670 福島市杉妻町 2 番 16 号 福島県土木部建築指導課分室 2

※申請書等については、下記ホームページに掲載しています。

問い合わせ先 [●県庁 建築指導課 ☎ 024\(522\)6515 \(平日：午前 9 時～午後 5 時まで\)](#)
●ホームページ [福島県 選及措置](#) 検索

④ 県外借上げ住宅の新規受付終了について（新規）

県外への避難者が減少し、福島県への帰還が始まっていることなどから、県外の自治体が実施している借上げ住宅提供に関する新規受付を平成 24 年 12 月 28 日で終了します。

【新規受付を終了する借上げ住宅】

民間賃貸住宅のほか、自治体の公営住宅、UR 賃貸住宅、雇用促進住宅、国家公務員住宅など

現在、福島県外で借上げ住宅の支援を受けている方への支援は継続します。

問い合わせ先 [●県庁 避難者支援課 ☎ 024\(523\)4157・024\(521\)8306](#)

⑤ 県外に自主避難している子ども又は妊婦のいる世帯の方へ（新規）

県外に自主避難している子ども又は妊婦のいる世帯（既に応急仮設住宅などに入居している世帯に限る）の方が福島県内へ戻る場合については、借上げ住宅の支援を実施します。

※自治体が提供している民間賃貸住宅（借上げ住宅）のほか、自治体の公営住宅、UR 賃貸住宅、雇用促進住宅、国家公務員住宅など。

受付窓口 避難元（平成23年3月11日時点の居住地）の市町村役場

- 県の家賃負担は、借上げ住宅の申し出を市町村が受付した日から対象とします。
- 家賃上限額などの取扱いは、福島県借上げ住宅実施要綱に準じます。
- 市町村を越えて避難した場合で、放射線量の高い場所から低い場所への転居を対象とします。
- 子ども又は妊婦のいる世帯とは、平成24年11月1日時点で、子ども（平成23年3月11日時点で18歳以下）又は妊婦のいる世帯です。
- 昭和56年以降に建設された住宅、もしくは耐震診断・耐震改修等により安全性が確認された住宅が住み替え先の建物の要件となります。

受付期間 当面の間

問い合わせ先 ●県庁 避難者支援課 ☎ 024(521)8306
 ●県庁 建築指導課分室2 ☎ 024(521)5764

借上げ住宅は、災害救助法に基づいて行政が応急的に提供するものであるため、転勤・進学などを目的とした借上げは認められません。また、下記のような目的外利用については、契約解除や強制退去、損害賠償請求などが行われる場合がありますので、適正ご利用願います。

- 入居実態がない
- 週末や休暇期間中だけの居住（別荘的利用）
- 無断退去（事前に必ず避難先自治体へ連絡すること）
- その他、契約条項に違反する行為

⑥ 「福島県住宅復興資金（二重ローン）利子補給事業」のお知らせ

東日本大震災により、ローンが500万円以上残っている住宅に半壊以上の被害を受けた人が、福島県内で住宅を再建・補修するために新たに資金を500万円以上借り入れた場合、既存の住宅ローン5年間分の利子額（上限140万円）を一括補助します。

申込み手続き

新たな住宅資金を借り入れた金融機関を通じて申込みできます。住宅ローンを取り扱う金融機関にご相談ください。なお、申し込み可能な金融機関や手続きの詳細は、下記のホームページにも掲載しています。

問い合わせ先 ●住宅相談窓口専用ダイヤル ☎ 024(521)7698
 ●県庁 建築指導課 ☎ 024(521)8184
 ●ホームページ [福島県二重ローン](#)

⑦ 「福島復興再生特別措置法における災害復興住宅融資」の対象拡大のお知らせ

原発事故による避難指示区域内に居住していた人は、り災証明書が交付されない場合も災害復興住宅融資（住宅の建設・購入の場合、当初5年間の金利0%など）が利用できるようになりました。災害復興住宅融資の概要は、住宅金融支援機構のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

問い合わせ先 ●住宅金融支援機構（災害専用ダイヤル） ☎ 0120(086)353
 ●ホームページ [住宅金融支援機構](#)

医療・介護・健康について**① 医療を受ける際の一部負担金の免除期間の延長などについて（更新）**

以下の人に 대해서は、引き続き、医療機関などの窓口負担は免除となります。ただし、入院時食事療養費、入院時生活療養費、療養費（柔道整復師などの施術費や治療用器具など）の自己負担の免除は、平成24年2月29日で終了となりました。

1. 免除を受けることができる期限と対象者

対象者		延长期限
(1)	原発事故による警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域（23.9.30解除）、特定避難勧奨地点、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の住民（震災発生後、他市町村へ転出した人を含む）	平成25年2月28日まで
(2)	(1)以外で、住家の全・半壊、死亡・行方不明などの要件に該当する人の平成24年10月1日以降の免除は加入されている医療保険によって対応が異なりますので、ご加入の保険者へお問い合わせください。 なお、福島県内で免除期間を延長することとしているのは以下の保険者です。下記以外の福島県の市町村国保については、平成24年9月30日で免除措置が終了となりました。（ただし、(1)については継続） 【国民健康保険】 平成25年2月末まで：川俣町、桑折町、国見町 平成25年3月末まで：須賀川市、白河市、相馬市、南相馬市、鏡石町、天栄村、棚倉町、矢祭町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、新地町 後期高齢者医療制度（福島県後期高齢者医療広域連合）及び全国健康保険協会（協会けんぽ）については、平成24年9月末で免除措置が終了となりました。（ただし(1)については継続）	平成24年9月30日まで

2. 免除証明書の取扱いについて

- (1) 平成 24 年 10 月 1 日からは、国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している人も、有効期限欄に「平成 24 年 10 月 1 日」以降の日付が記載されている新たな免除証明書の提示が必要となりました。「平成 24 年 2 月 29 日まで」と記載されている発行済みの免除証明書は、平成 24 年 10 月 1 日以降は使用できません。
 また、免除証明書の提示が不要とされていた下記 9 町村の皆さんについても、平成 24 年 10 月 1 日からは免除証明書の提示が必要となりました。

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

問い合わせ先 ●ご加入の各医療保険の保険者の窓口にお願いします。

② 介護サービスを受ける際の利用者負担の免除などについて

以下の人にについては、引き続き介護サービスの利用者負担は免除となります。ただし、介護保施設の食費・居住費の免除は、平成 24 年 2 月 29 日分で終了となりました。

1. 免除を受けることができる期限と対象者

	対象者	延長期限
(1)	原発事故による警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域（23.9.30 解除）、特定避難勧奨地点、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の住民（震災発生後、他市町村へ転出した人を含む）	平成 25 年 2 月 28 日まで
(2)	（1）以外で、住家の全・半壊、死亡・行方不明などの要件に該当し、介護保険サービスを利用する住民についても、平成 25 年 3 月 31 日（予定）まで延長される場合があります。詳細は自分が加入する各介護保険者（市町村）にお問い合わせください。	

2. 免除証明書の取扱いについて

- (1) 以下の市町村に住所を有する介護保険の被保険者は、引き続き、免除証明書の提示は不要です。

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

- (2) (1) 以外の市町村に住所を有する介護保険の被保険者は、市町村ごとに取り扱いが異なりますので、自分が加入する各介護保険者（市町村）にお問い合わせください。

問い合わせ先 ●各市町村（保険者）の窓口にお願いします。

③ 県民健康管理調査「基本調査（問診票）」について

今回の震災や原子力災害を受け、長期にわたって県民の皆さんの健康を見守り、将来の健康増進につなげていくことを目的として、全県民を対象とした「県民健康管理調査」を実施しています。

「基本調査」の目的、重要性	<ul style="list-style-type: none"> 放射線の健康に与える影響は、被ばくした放射線量の多さに左右されます。 『基本調査（問診票）』は、皆さんの行動記録を基に、原発事故から平成 23 年 7 月 11 日までの 4 か月間に受けた放射線（外部被ばく）線量を推計する、唯一の方法です。 推計結果は皆さんにお知らせするとともに、県でもデータを保存し、今後の長期にわたる健康を見守っていく基礎資料とします。 基本調査は、甲状腺検査などの詳細調査と一緒にもので、基本調査による線量推計は、各種検査や調査の分析において重要なものです。 今後の各種検査・健診についての「受診お知らせ」を確実にお届けするために、<u>住所（居所）の確認</u>が必要です。基本調査はそのためにも重要となります。
---------------	--

*問診票をまだ返送していない人は、記入の上返送をお願いします。

（詳しく行動を思い出せないところは、「忘れて書けない」と記入して、まずは返送してください。
 後日、事務局で内容確認のお手伝いをいたします。）

*返信用封筒に「差出有効期限は平成 24 年 9 月 30 日まで」と表示されていますが、10 月 1 日以降も料金の負担なくお使いいただけます。

*記入方法が分からぬ、問診票が届いていない、問診票を紛失してしまった場合は、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先 ●県立医科大学 県民健康管理調査事務局

☎ 024(549)5130 (平日：午前 9 時～午後 5 時)

●ホームページ [福島県 県民健康管理調査](#) 検索 

④ 「ふくしまの赤ちゃん電話健康相談」について

妊娠中・小さなお子さんをお持ちの保護者の皆さんの健康や育児の不安・悩みに対応するため、「ふくしまの赤ちゃん電話健康相談」を開設しましたので、ぜひご利用ください。

① 相談内容

(1) 健康相談

妊娠婦や乳幼児を持つ保護者の健康や育児、乳房のケアなどの不安や悩みについて相談に対応します。

(2) 母乳の放射性物質濃度検査

母乳育児をしていて、母乳の放射性物質濃度検査を希望する場合に検査を実施します。希望する場合は、下記の電話番号にお申し込みください。

※母乳の検査は、無料で受けられます（検査料、送付料とも無料です）。

※申し込みをしていただいた後、検査機関にお送りいただく容器などを届けし、自宅で母乳を取り検査機関に送付していただきます。

② 相談対応者

助産師（福島県助産師会会員）

③ 相談電話

福島	① 024(573)0211 ② 080(2835)9988
会津	0242(85)8303
いわき	① 080(2826)4604 ② 080(2827)3005

※現在県外にお住まいの方、里帰りで県内においでの方も利用できます。

④ 相談時間

月曜日～金曜日（祝祭日を除く）午前9時30分～午後4時30分

⑤ その他

- (1) 相談は無料でお受けします。
- (2) 相談内容についての秘密は厳守します。
- (3) 相談者のご希望により助産師による訪問指導を行います。
- (4) 事業は、福島県助産師会に委託し実施します。

問い合わせ先 ●県庁 児童家庭課 ☎ 024(521)7174 （平日：午前8時30分～午後5時15分）

●ホームページ [ふくしまの赤ちゃん電話健康相談](#) 検索



警戒区域などにおける環境放射能測定結果

警戒区域などの測定値の一部をお知らせします。（平成24年11月12日 午後5:00現在）

（単位：μSv/時）

川俣町		南相馬市			広野町	
山木屋 駐在所	横川ダム	石神生涯 学習センター*2	小高区役所	福島県南相馬 合同庁舎	広野町 役場*2	二ツ沼 総合公園*1
0.77	1.20	0.44	0.15	0.33	0.14	0.29

楢葉町			富岡町				
旧楢葉 消防分署*1	繁岡地区 集会所*1	中平集会所 そば*1	上郡山字 滝ノ沢*1	JAふたば南部 営農センター*1	旧富岡町 役場*1	養護老人ホーム 東風荘	リフレ 富岡*1
0.26	0.94	0.90	1.52	1.47	3.10	3.69	3.50

川内村		大熊町		双葉町			
川内村役場	原子力 センター*1	大熊町小入野 伺畠地内*1	石熊公民館	山田 多目的集会所*1	双葉町 体育館*1	郡山 公民館*1	
0.13	4.33	5.33	9.37	17.77	4.79	1.21	

浪江町				葛尾村		飯館村	
中央公園*1	幾世橋 小学校*1	福島県浪江 ひまわり荘	津島活性化 センター*2	柏原地区	飯館村 役場*2	長泥コミュニティ センター	
0.88	0.33	2.69	1.18	4.67	0.79	1.09	

環境放射能監視テレメーターシステムのモニタリングポスト(*1印の付いている地点)は全23局ありますが、津波で4局流出し測定不能。また停電等で双葉町1局、大熊町2局、楢葉町1局の計4局が復旧しておりません。復旧次第、情報をお知らせします。調査地点の地面からの高さは、*1印の付いている地点は約3m、その他の地点は1mです。*2は、モニタリングポスト周辺の除染を実施済み（平成24年5月31日までの実績）

問い合わせ先 ●環境放射能測定結果に関する問い合わせ先 ☎ 024(521)1917

または、下記ホームページでも最新情報をご覧になれます。

【PC】 [福島 環境放射能](#) 検索



【携帯】 「福島県内各地方環境放射能測定値」で検索してください。

[福島県内各地方
環境放射能測定値]



各種相談窓口のお知らせ

内容	連絡先	設置場所
◆災害（支援）に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口	0120(988)359	原子力規制委員会福島県住民向け電話相談窓口 (8時30分～20時：平日、8時30分～18時：土日・祝日)
放射線被ばく医療に関する相談	043(290)4003	(独) 放射線医学総合研究所 (13時～16時：月・水・金 ※祝日を除く)
自家消費野菜などの放射能検査受付専用電話	024(521)8397	県消費生活センター (9時～17時：平日)
被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120(366)556 024(534)1211	日弁連 (10時～15時：平日) 県弁護士会 (14時～16時：平日)
原子力損害の賠償に関する問い合わせ	03(5537)0245	文部科学省：紛争審査会、指針 (9時30分～18時15分：平日)
	03(3501)1511	経済産業省原子力損害対応室
	0120(377)155	原子力損害賠償紛争解決センター：和解の仲介 (10時～17時：平日)
	0120(013)814	原子力損害賠償支援機構：無料電話相談 (10時～17時：毎日)
	024(523)1501	県問い合わせ窓口 (8時30分～20時：平日) ※毎週水・金の13時～17時は弁護士による法律相談
	024(534)1211	県弁護士会 (14時～16時：平日)
	0120(078)309	日本司法支援センター (法テラス) (9時～21時：平日、9時～17時：土曜)
	024(533)5539	福島県司法書士会：無料電話相談 (10時～12時30分、13時30分～16時)
	0800(800)3200	行政書士会連合会被災者相談センター (10時～17時：土日祝を含む。月曜は休業)
	0120(926)404	東京電力福島原子力補償相談室コールセンター (9時～21時：毎日)
	0120(993)724	東京電力自主的避難等ご相談専用ダイヤル (9時～21時：毎日)
◆医療・福祉に関する相談 【受付時間：8時30分～17時15分（土日除く）】		
医療機関に関する相談	024(521)7221	県庁地域医療課
疾病に関する相談	024(521)7881	県庁地域医療課（感染・看護室）
医薬品に関する相談	024(521)7232	県庁薬務課
障がい福祉に関する相談	024(521)7170	県庁障がい福祉課
相談支援専門員による一般相談	024(983)7646 080(6050)1134	NPO 法人あいえるの会 (8時30分～17時30分：平日) 社会福祉法人希望の杜福祉会 (8時30分～17時30分：平日)
障がいのある子どもについての相談 障がい児支援の専門家による相談等	050(1508)0278	NPO 法人夢あるき「はまっ子くらぶ」(会津を拠点) (9時30分～18時：平日、9時30分～13時30分：土)
	080(2384)2720	NPO 法人さぽーとセンターぴあ 障がい児放課後支援 「ゆうゆうクラブ」内 (相双を拠点) (9時30分～18時：平日)
	0246(38)9234	NPO 法人わくわくネットいわき「ゆいまーる・ふたば」 (いわきを拠点) (9時～17時：平日)
高齢福祉に関する相談	024(521)7164	県庁高齢福祉課
(双葉郡)	0240(28)0152	広野町地域包括支援センター
	0242(55)0177	楢葉町地域包括支援センター (会津美里町)
	0246(46)2090	楢葉町地域包括支援センター (いわき市)
	024(983)9024	富岡町地域包括支援センター
	0240(38)2941	川内村地域包括支援センター
	0242(26)3844	大熊町地域包括支援センター
	0480(70)0057	双葉町地域包括支援センター (埼玉県加須市)
	0246(38)7105	双葉町サポートセンターひだまり (いわき市)
	0243(62)0123	浪江町地域包括支援センター
	0247(62)8687	葛尾村地域包括支援センター
(飯舘村)	024(562)4214	飯舘村地域包括支援センター
高齢者に関する各種相談	024(524)2225	高齢者総合相談センター 【一般相談】(9時～17時：平日) 【専門相談】(予約制)
認知症に関する相談 (症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等)	024(522)1122	認知症コールセンター (10時～16時：平日)
介護保険に関する相談	024(521)7745	県庁介護保険室
国民健康保険に関する相談	024(521)7203	県庁国民健康保険課
児童福祉に関する相談	024(534)5101	中央児童相談所
	024(935)0611	県中児童相談所
	0242(23)1400	会津児童相談所
	0246(28)3346	浜児童相談所
こころの健康に関する相談 (精神的な悩みや問題等)	0570(064)556	精神保健福祉センター (9時～17時：平日) (県外からは ☎ 024(535)5560 におかけください)
	024(534)4300	県北保健福祉事務所 (以下 8 機関 8 時30分～17時15分：平日)
	0248(75)7811	県中保健福祉事務所
	0248(22)5649	県南保健福祉事務所
	0242(29)5275	会津保健福祉事務所

	0241(63)0305 0244(26)1132 024(924)2163 0246(27)8557 024(536)4343 03(3414)5160	南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 郡山市保健所 いわき市保健所 福島いのちの電話 (10時~22時:土日含む) 震災こころのサポートセンター JTM (10時~16時:平日)
女性の相談に関する窓口	024(522)1010 0120(279)338 0243(23)8320 0120(207)440	女性のための相談支援センター (9~21時) よりそいホットライン (24時間) ※女性の相談は3を選択 県男女共生センター (月曜日休館) 【火・木~日:9~12時、13~16時】 【水:13~17時、18~20時】 女性のための電話相談・ふくしま (10時~17時:平日)
	024(546)0006	福島県青少年総合相談センター (10時~17時:祝日を除く火~土曜日)
		◆生活に関する相談【受付時間:8時30分~17時15分(土日除く)】
教育に関する相談	024(521)7759	県庁教育総務課
文化財に関する相談	024(521)7787 024(534)9193	県庁文化財課 ふくしま歴史資料保存ネットワーク (福島県歴史資料館)
生活福祉資金に関する相談	024(523)1250	県社会福祉協議会
県税に関する相談 (自動車税・納税証明書など)	024(521)7070 024(521)7069	県庁税務課
消費に関する相談	024(521)0999	県消費生活センター (9時~18時30分:平日)
英語・中国語による相談	024(524)1316	(公財)福島県国際交流協会 (9時~16時:火~土)
一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024(521)7249	県庁一般廃棄物課
産業廃棄物・不法投棄に関する相談	024(521)7264	県庁産業廃棄物課
公害に関する相談 (水・土壤) (大気)	024(521)7258 024(521)7261	県庁水・大気環境課
被災者の住宅に関する相談 (県内)	024(521)7698	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (9時~17時:平日)
被災者の住宅に関する相談 (県外)	024(523)4157	県庁避難者支援課
応急危険度判定から復旧までの相談	024(521)4033	県建築士事務所協会 (8時~17時:平日)
不動産などの登記や戸籍の相談	024(534)1111	福島地方法務局
人権に関する相談	0570(003)110	法務省全国共通人権相談ダイヤル
行方不明者に関する相談	024(522)2151	(内線3024)県警察本部 生活安全企画課
警察安全相談窓口	024(525)3311	県警察本部 県民サービス課 (9時~17時:平日)
震災特例旅券の問い合わせ窓口	024(525)4032	県パスポートセンター
◆経営・労働に関する相談【受付時間:8時30分~17時15分(土日除く)】		
経営に関する相談	024(525)4039	(公財)県産業振興センター 経営支援グループ
中小企業等の二重債務に関する相談	024(573)2561	(公財)県産業振興センター (福島県産業復興相談センター)
金融に関する相談	024(521)7291	県庁経営金融課
特定地域中小企業特別資金の相談	024(534)0948	(公財)県産業振興センター 原発災害対策特別融資チーム
労働に関する相談	0120(610)145	県庁雇用労政課「中小企業労働相談所」(9時~16時:平日)
就職に関する相談 (就職相談・職業紹介・生活相談)	ふるさと福島就職情報センター 024(525)0047 03(3214)9009	ジョブカフェふくしま (10時~19時:月~土) Fターンセンター東京 (10時~18時:月~土)
	ふくしま就職応援センター 024(925)0811 0248(27)0041	(10時~19時:月~土) 郡山窓口 白河窓口
	0242(27)8258 0244(23)1239	会津若松窓口 南相馬窓口
	0246(25)7131	いわき窓口
	024(521)7594	県労働委員会事務局
	024(525)4048	県庁産業創出課 (福島駅西口インキュベートルーム) (13時~17時:土日を除く) ※インキュベーションマネージャーなどの専門家が対応
◆農林水産業に関する相談	024(521)7319	県庁農林企画課【受付時間:8時30分~17時15分(平日)】
◆国・県が管理する道路などに関する相談【受付時間:8時30分~17時15分】(土日除く)		
国管理道路(国道4号・6号・13号・49号)	024(546)4331	国土交通省 福島河川国道事務所
県管理道路に関する相談 (上記以外の国道、県道など)	024(521)9820	県庁道路管理課

●「福島県からのお知らせ」のバックナンバーは、県のホームページからもご覧になれます。

【PC】 [福島県 避難された皆さまへ](#) [検索](#) 



●最新号は携帯電話からもご覧いただけます。

【携帯】右のQRコードを読み取ってください。

※本誌は各市町村、保健福祉事務所、地方振興局などでも受け取ることができます。

●県政広報誌「ふくしまからはじめよう。ゆめだより」でも、様々な情報を紹介しています(偶数月発行)。
詳しくは、県のホームページをご覧ください。

【PC】 [広報ステーション](#) [検索](#) 

市町村問い合わせ先一覧

(平成 24 年 12 月 25 日現在)

地方	市町村名	電話番号
相 双	南相馬市	0244(24)5232
	相馬市	0244(37)2121
	広野町	0240(27)2111
	楓葉町 ※	いわき出張所 0246(46)2551・2552
		会津美里出張所 0242(56)2155
	富岡町 ※	0120(336)466 いわき出張所 三春出張所 電話番号は上記共通 大玉出張所
	川内村	0240(38)2111・024(937)2717
	大熊町 ※	0242(26)3844 いわき連絡事務所 (好間工業団地応急仮設住宅内) 0246(36)5671
	双葉町 ※	0480(73)6880 福島支所 (郡山市朝日) 024(973)8090
	浪江町 ※	0243(62)0123 福島出張所 024(535)0750 本宮出張所 0243(44)1185 桑折出張所 024(582)2130 南相馬出張所 0244(23)1112 いわき出張所 0246(24)0020
県 北	葛尾村 ※	0247(61)2850 (貝山) 0247(61)2860 (三春の里)
	新地町	0244(62)2111
	飯舘村 ※	024(562)4200
	いわき	0246(22)1111
	福島市	024(535)1111
	二本松市	0243(23)1111
	伊達市	024(575)1111
県 中	本宮市	0243(33)1111
	桑折町	024(582)2111
	国見町	024(585)2111
	川俣町	024(566)2111
	大玉村	0243(48)3131
	郡山市	024(924)7111
	須賀川市	0248(75)1111
県 南	田村市	0247(81)2111
	鏡石町	0248(62)2111
	天栄村	0248(82)2111
	石川町	0247(26)2111
	玉川村	0247(57)3101
	平田村	0247(55)3111
	浅川町	0247(36)4121
会 津	古殿町	0247(53)3111
	三春町	0247(62)2111
	小野町	0247(72)2111
	白河市	0248(22)1111
	西郷村	0248(25)1111
	泉崎村	0248(53)2111
	中島村	0248(52)2111
南 会 津	矢吹町	0248(42)2111
	棚倉町	0247(33)2111
	矢祭町	0247(46)3131
	塙町	0247(43)2111
	鮫川村	0247(49)3111
	会津若松市	0242(39)1111
	喜多方市	0241(24)5221
各 種 相 談	北塩原村	0241(23)3111
	西会津町	0241(45)2211
	磐梯町	0242(74)1211
	猪苗代町	0242(62)2111
	会津坂下町	0242(84)1503
	湯川村	0241(27)8800
	柳津町	0241(42)2112
問 合 せ 先 一 覧	三島町	0241(48)5511
	金山町	0241(54)5111
	昭和村	0241(57)2111
	会津美里町	0242(55)1122
	下郷町	0241(69)1122
	檜枝岐村	0241(75)2311
	只見町	0241(82)5050
	南会津町	0241(62)6100

※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。

楓葉町 いわき明星大学内
(〒 970-8044 いわき市中央台飯野 3 丁目 3-1)
富岡町 富岡町郡山事務所
(〒 963-0201 郡山市大槻町字西ノ宮 48-5)
大熊町 会津若松市役所追手町第二庁舎内
(〒 965-0873 会津若松市追手町 2-41)
双葉町 旧騎西高校
(〒 347-0105 埼玉県加須市騎西 598-1)

浪江町 平石高田第二工業団地内
(※平成24年10月1日より移転しました)
(〒 964-0984 福島県二本松市北トロミ 573 番地)
葛尾村 貝山多目的運動公園管理棟
(〒 963-7719 三春町大字貝山字井堀田 287-1)
飯舘村 福島市役所飯野支所内
(〒 960-1301 福島市飯野町字後川 10-2)

「ふくしまから はじめよう。キビタン」のぬいぐるみが当たる！

県の復興シンボルキャラクター「ふくしまから はじめよう。キビタン」のぬいぐるみが誕生しました。

はがきまたはファクスに、取り上げてもらいたい特集記事や、必要としている行政からの情報を書きの上、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を記入してお送りください。抽選で10名様に「ふくしまから はじめよう。キビタン」のぬいぐるみをプレゼントします。

応募先 〒 960-8670
 県庁広報課「読者プレゼント」係
 ファクス 024 (521) 7901

●締め切り／1月31日（木）当日消印有効
 ※ご応募いただいた皆さんの個人情報は、商品発送に使用し、それ以外の目的には使用しません。